

自旅第130号  
自環第242号  
平成11年12月13日  
国自旅第25号  
平成17年4月28日  
国自旅第163号  
平成18年9月15日  
国自旅第162号  
国自整第172号  
一部改正 平成28年9月16日  
国自旅第338号  
国自整第229号  
一部改正 令和6年2月28日  
国自安第210号  
国自旅第358号  
国自整第275号  
一部改正 令和7年3月31日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局安全政策課長  
旅客課長  
自動車整備課長

## 一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について

標記について、下記のとおり定めるので、その取扱いについて遺漏のないよう取り計らわれたい。

### 記

#### 1. 事前届出書様式

別添様式例に従い、事前届出書様式を定められたい。

#### 2. 事前届出書については、運輸支局において3に掲げる添付書類の内容が真正であるか

どうかの確認を要する期間として、実施予定日の7日前までに提出させることとされたい。

3. 事前届出書には、次の各号に記載する書面の添付の有無を確認するとともに、4の各号に該当することとなる場合には事業改善命令の対象となる旨説明し、必要な手続きを終了させたうえで届出を行うよう指導することとされたい。

- ① 既に認可を受けた自動車車庫の位置及び収容能力並びに増車後必要となる車庫面積
- ② 車庫面積に余裕のない場合は、車庫配置平面図
- ③ 当該届出が増車の届出である場合(代替により新たに事業用自動車を導入する場合を含む。)には、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面(契約申込書の写し、見積書の写し)
- ④ 増車する場合において、営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを示す書面(運行管理体制図)

なお、当該運行管理体制図に基づき、運送事業者監査総合情報システムにより、営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを確認すること。

1. 事前届出書様式

別添様式例に従い、事前届出書様式を定められたい。

2. 事前届出書については、運輸支局において3に掲げる添付書類の内容が真正であるかどうかの確認を要する期間として、実施予定日の7日前までに提出させることとされたい。

3. 事前届出書には、次の各号に記載する書面の添付の有無を確認するとともに、4の各号に該当することとなる場合には事業改善命令の対象となる旨説明し、必要な手続きを終了させたうえで届出を行うよう指導することとされたい。

- ① 既に認可を受けた自動車車庫の位置及び収容能力並びに増車後必要となる車庫面積
- ② 車庫面積に余裕のない場合は、車庫配置平面図
- ③ 当該届出が増車の届出である場合(代替により新たに事業用自動車を導入する場合を含む。)には、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面(契約申込書の写し、見積書の写し)
- ④ 増車する場合において、営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを示す書面(運行管理体制図)

なお、当該運行管理体制図に基づき、運送事業者監査総合情報システムにより、営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを確認すること。

- ⑤ 特定自動運行旅客運送を行う一般貸切旅客自動車運送事業者が増車する場合において、特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示された書面
- ⑥ 増車する予定の自動車（代替の場合において新たに導入する予定の自動車を含む。）が中古車（新車新規登録を受ける自動車以外の自動車を言う。以下同じ。）である場合において、当該自動車の点検整備記録簿の写し

4. 届出受理後、届出書の記載事項及び3に掲げる添付書類の内容等を確認した結果、次の各号に該当する場合には、事業改善命令を発するものとする。

- ① 当該届出に係る地方運輸局長等から輸送施設の使用停止以上の行政処分を受け、当該増車実施予定日において行政処分期間が終了していない場合
- ② 配置する事業用自動車の数により義務づけられる営業所毎の常勤の有資格の運行管理者の員数が確保されていないと認められる場合
- ③ 特定自動運行旅客運送を行う場合において、特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が輸送の安全の観点から適切でないと認められる場合
- ④ 増車する予定の自動車が中古車である場合において、道路運送車両法第48条に定める定期点検整備が行われていないと認められる場合

附則（平成28年9月16日国自旅第162号・国自整第172号）

改正後の規定は、平成28年11月1日以降に提出される届出から適用する。

附則（令和6年2月28日国自旅第338号・国自整第229号）

改正後の規定は、令和6年3月1日以降に提出される届出から適用する。

附則（令和7年3月31日国自安第210号・国自旅第358号・国自整第275号）

改正後の規定は、令和7年4月1日以降に提出される届出から適用する。

一般旅客自動車運送事業の事業計画  
(事業用自動車の数)変更事前届出書

年 月

○○運輸局  
○○運輸支局長 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者名  
(連絡先)

道路運送法第15条第3項及び同法施行規則第15条第2項で準用する第14条の規定によりお届けいたします。

氏名又は名称 及び住所並び に代表者氏名			
変更しようと する事項			営業所ごとに配置する事業用自動車の数
増車(減車) 実施予定日			年 月 日
備考			

営業所別の事業用自動車の数  
別紙のとおり。

増減車両の明細、自動車車庫の位置及び収容能力（略）

(別紙)

営業所別の事業用自動車の数

新旧の別	内訳	新										旧																
		大型車			中型車			小型車			コムью タ一車		計			大型車			中型車			小型車			コムью タ一車		計	
営業所名		A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C			

Aは、事業用自動車のうち、自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車数を除いた数を記載する。

Bは、事業用自動車のうち、自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）の用に供する事業用自動車数を記載する。

Cは、事業用自動車のうち、特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車数を記載する。